

新型コロナウイルス感染症 学内対応マニュアル

令和4年4月20日改訂版

 植草学園大学/植草学園短期大学

目次

《 感染制御マニュアル 》	2
1 感染予防マニュアル	(2～4)
① 手指衛生（手洗い・消毒）	2
② ソーシャルディスタンスの確保	3
③ マスクの着用	3
④ 十分な換気	3
⑤ 平時からの健康状態確認の徹底	4
⑥ 日々の体調管理の徹底	4
⑦ 家族間での話し合い	4
⑧ アルバイトや趣味活動、友人との交流時の対応	4
⑨ 大学からの情報は迅速かつ確実に確認	4
⑩ 厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のインストール	4
⑪ 海外渡航は原則禁止	4
2 学内への入構について	(5～7)
① 入構に際して	5
② 学内各施設の使用上の注意点	5
3 感染発症時マニュアル	(8～12)
① 入構禁止基準	8
② フローチャート	9
③ 自らが診断を受けた場合	10
④ 濃厚接触者と同定された場合	10
⑤ 感染者および感染を疑われる学生が発生した場合の学部長・学科長の対応	11
⑥ 感染者発生時の部署・担当別対応	11
4 実習における対応	13
① 感染予防	13
② 実習中の対応	13
③ 実習終了後	13
5 感染者への誹謗中傷・差別について	13
6 相談・問い合わせ先	13

《 感染制御マニュアル 》

本マニュアルは、新型コロナウイルス感染症(以下、COVID-19)の拡大をうけて作成したものです。他の一般的な感染症予防も念頭においています。どのような感染症も、正しい知識を持ち、正しい対応を行えば、管理することは充分可能です。

このような未曾有の状況下で社会生活を営むにあたり、すべての関係者が当事者意識を持ち、マニュアルに則った行動をとることは、自らの身を守るだけでなく、社会の健全性を守るために重要となります。

感染拡大予防の原則は、「感染源を持ち込まない、広げない、持ち出さない」ことです。そのために必要なことを個人が徹底することが望まれます。

感染源（病原体）を持ち込まない。
感染源（病原体）を広げない。
感染源（病原体）を持ち出さない。

1 感染予防マニュアル

・標準予防策（スタンダードプリコーション）

標準予防策は、感染対策の基本であり、「すべての血液、体液、分泌物(喀痰等)、嘔吐物、排泄物、創傷皮膚、粘膜等は感染源として取り扱う」という考え方を言います。感染源に暴露しないために必要な行動の基本は、密集、密接、密閉を避けることです。具体的に取るべき行動における注意点は以下の通りです。

1 手指衛生（手洗い、消毒）

手洗いは石鹸をよく泡立て、「ハッピーバースデートゥーユー」を2回歌い終わる時間をかけて洗浄することが推奨されています。その後、流水でしっかりと流し落とします。洗浄後は手指に十分な量のアルコール噴霧を行い、図に示す洗い残す頻度が高いところを中心に、しっかりと擦り込みます。アルコールは少量で行うと効果が半減するため、ポンプを上から下まで押し切り、必要量を噴霧させます。実習系科目が開始される前は、必ず全員が念入りな手指衛生を行いましょう。講義中は、こまめなアルコールによる手指消毒を行うことが望ましいです。



2 ソーシャルディスタンスの確保

多くの研究により、COVID-19 の感染拡大予防で最も強いエビデンスの蓄積がなされているのはソーシャルディスタンスを確保することです。基本は1m 以上、理想は2m 以上とされており、可能な限り距離をとることが望ましいです。**通学時のバスなどは、人数が過密になりやすいため、特に会話は避け、周囲の人の迷惑にならないよう注意して乗車しましょう。**



3 マスクの着用

エビデンスレベルは高くないものの、マスクの着用が感染拡大抑止に一定の効果が期待できることが示唆されています。また、社会通念としてマスクの着用はマナーとなっているため、通勤、通学時、および大学構内では必ず常時着用しましょう。



4 十分な換気

密閉された空間に一定時間複数人で滞在することは、避けることが望ましいです。十分な換気を行い続けるか、定期的な換気(30分毎に5分程度が目安)を行いましょう。

5 平時からの健康状態確認の徹底

毎朝、自宅体温測定を行い、発熱や味覚・嗅覚障害、感冒症状(鼻水、咳、咽頭痛、頭痛、関節痛・筋肉痛、つよい体のだるさ、下痢や嘔吐、息苦しさなど)に注意しましょう。症状が顕在化した場合は速やかに健康管理室へ連絡するか医療機関を受診し、判断を仰ぐことを強く推奨します。

なお、毎日の体温測定と健康チェックの内容は、毎日記録してください。登校や外出の記録も行いましょう。どこへ行き、何をしたのか、誰と会ったのか、などを記録しておくことで、自分や家族・友人などが感染者・濃厚接触者となった場合、またはクラスターが発生したときに報告できるようにしておきましょう。記録は、自分のメモ帳やスマホでもかまいませんが、学園作成の一般学生の健康確認表は、キャンパスプランポータルサイトのキャビネットにあります。ダウンロードして利用しましょう。健康確認表は実習用もあるため、担当教員の指示に従って使用しましょう。

※学内でクラスターが発生した際、同クラス内で感染者が出た場合には保健所から提出を求められる場合があります。

6 日々の体調管理の徹底

睡眠不足や栄養不足は免疫力の低下につながるため、規則正しい生活を送るとともに、栄養バランスの取れた食事を摂るように心がけましょう。

7 家族間での話し合い

家族との同居・一人暮らしなど、様々な生活パターンがありますが、体調不良の際は家族とも物理的な距離を保つ、食器やタオルなどを共有しない、などの注意が必要となります。一人暮らしの場合は、体調悪化時の対応や食料の支援など、家族と予め相談しておくことを推奨します。

8 アルバイトや趣味活動、友人との交流時の対応

感染流行地域や感染リスクが高いとされる場所で活動する場合は、それぞれの状況に応じた感染リスクを常に把握し、三密を極力避けるように努めましょう。また、感染流行地域への不要不急の外出は控えましょう。サークル活動は学生委員会への申請を行い、承認を得て行ってください。

9 大学からの情報は迅速かつ確実に確認する

社会情勢に大きな変化がある場合は大学から必ず通知があるため、特にポータルサイトやメールの連絡には十分に注意しましょう。

10 厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) COVID-19 Contact-Confirming Application をインストールしましょう。

11 海外渡航は極力控えてください。

海外へ行く場合は、渡航届を学務課学生係へ提出してください。帰国後は、自主検査陰性の場合3日間自宅待機、検査を受けない場合は7日間の自宅待機とします。学務課学生係(043-239-2601)に連絡してください。

2 学内への入構について

① 入構に際して

- ア. 学内に最初に入構する際には、各棟の入口に設置してあるサーマルカメラ(体温測定カメラ)で、必ず体温をチェックしてから入構してください。 体温37.5℃以上が表示されたときは、入構できません。帰宅し、健康管理室、クラス・ゼミ担任に連絡しましょう。

【サーマルカメラの設置場所】 5箇所

A棟入口、B棟入口、M棟入口

L棟1階・2階入口



- イ. 感染者が発生した場合に備えて、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」を必ずスマートフォンにインストールし、機能を ON にしておいてください。

② 学内各施設の使用上の注意点

学内の各施設の利用に当たっては、以下の事項を守って利用してください。ただし、感染拡大状況や学内の状況によっては緩和されることがあります。また、状況に応じて制限されることもあります。

各施設・場所	利用時の注意事項
教室 【PC室・メディアセンターを含む】	<ul style="list-style-type: none">① 教室の座席間隔は文部科学省によって規定されています。間隔を空けて、指定された席に座ってください。使用不可に関する表示がある座席は使用しないでください。荷物を置くのは問題ありません。② 教室を利用する際は、必ず換気を行ってください。常時換気が可能な場合は常時、常時換気が難しい場合は最低30分に1回は、窓と扉など、2方向を全開にして換気(5分以上)を行ってください。③ マイク使用の前後には、必ず備え付けのアルコールでマイクを消毒してください。④ 授業にて利用しない教室は、原則自由に利用することはできません。遠隔授業の受講等で利用したい場合は、必ず学務課に許可を得てから利用してください。
ピアノ練習室	<ul style="list-style-type: none">① 入室前後に、必ず石鹸で手洗いをしてください。② 複数人数での入室はできません。③ 練習中は入り口のドアを開け、換気扇のスイッチを入れてください。④ ピアノ使用後は、鍵盤をノンアルコール除菌した後、乾いた布で拭いてください。

<p>体育館</p>	<p>①体育等の授業時及び許可されたサークル活動時に利用できます。 ②利用の前と後に手指消毒もしくは手洗いをしてください。 ③間隔を保って活動をしてください。 ④使用後は、共用部の消毒をしてください。</p>
<p>グラウンド</p>	<p>①体育等の授業時及び許可されたサークル活動時に利用できます。 ②間隔を保って活動をしてください。</p>
<p>図書館</p>	<p>※ 図書館の利用規程を確認してください。</p>
<p>教員研究室</p>	<p>1 原則、学生の入室はできません。 2 教員への相談や質問等がある場合は、あらかじめ連絡をとり、換気の良い広い場所で行うなど、場所を変えて行ってください。</p>
<p>センターモール 学生ホール</p>	<p>① 基本的には遠隔授業受講スペースです。授業時間中は、静かに受講してください。センターモール隣接の L 棟1階講義室8・9も、遠隔授業の受講で使えます。 ② 設置されている机や椅子の場所を、自由に変更しないでください。 (やむを得ず移動した場合は、必ず元に戻しましょう) ③ 昼休み(12:30~13:20)に限り、食事も可能です。対面で食事をする場合は、飛沫防止パネルのあるテーブルを使用してください。</p>
<p>Kusu・kusu 学生ホール</p>	<p>1 食事前には必ず手洗いをしてください。 2 食券の購入時や、提供カウンターでは、間隔を1m空けて並んでください。 3 食事での会話は飛沫が飛びやすく、また吸い込みやすいため、できるだけ控えてください。 4 対面での食事は、必ず飛沫防止パネルのあるテーブルを使用してください。 ⑤ 設置されているテーブル・椅子の場所を自由に変更しないでください。(やむを得ず移動した場合は、必ず元に戻しましょう。) ⑥ 屋外テラス席の利用は、向かい合わせを避け、かつ密接にならないようにしてください。</p>
<p>通路・階段 エレベーター</p>	<p>① 通路上では、なるべく会話を控えましょう。 ② 階段・扉は幅がせまいため、譲り合って通行してください。 ③ エレベーターの中では会話は控えましょう。また、密にならないよう、譲り合って利用してください。</p>
<p>トイレ</p>	<p>① 混んでいるときは、廊下で待機してください。 ② 必ず自分のハンカチ・タオルを持参してください。</p>

ロッカールーム	<p>① 利用時は、多人数で同時に入室せず、密にならないように少人数で利用してください。</p> <p>② 体育の授業のための更衣等で同じ時間に重なる場合は、他に指定された更衣の場所も利用してください。</p>
サークル棟	<p>① 学務課に課外活動再開申請書と活動計画書を提出し、学生委員会から許可されたサークルに限り使用が可能です。</p> <p>② アルコール消毒液を設置し、使用前と後に手指の消毒をしてください。</p> <p>③ 使用する際は、窓と扉など2方向を空けて換気をしてください。少人数で、必ず1m以上（できれば2m）間隔を空けて活動してください。</p> <p>④ 使用時間は30分以内とします。（可能な限り屋外での活動を推奨します。）</p>

3 感染発症時マニュアル

1 入構禁止基準

- 1) 国による行動制限が発出された場合
- 2) 本人が感染した場合
- 3) 本人が濃厚接触者に指定された場合
- 4) 受診が必要と考えられる症状が認められる場合
- 5) 同居の家族が、高熱や PCR 検査の結果待ちの場合
- 6) 保健所等の介入はないが、大学の判断で自宅待機とされた場合
 - ➡ 37.5℃以上の発熱、発熱や味覚・嗅覚障害の発生、感冒症状(鼻水、咳、咽頭痛など)、倦怠感が認められた際は注意深く経過をみて、医療機関に受診の必要性について問い合わせます。受診せずに経過を見る場合は、発熱もしくは発症から 5 日経過、かつ、解熱もしくは症状消失から 2 日経過するまで出席、出勤を停止します。受診して学校感染症の診断を受けた場合は***登校許可証明書**(可能であれば)と欠席届を学務課に提出してください。
 - ***登校許可証明書**はキャンパスプランポータルのカビネットからダウンロードするか、履修要項からコピーをしてください。

【出席停止について】

次の場合、学校保健安全法第19条の規定に基づき一定期間の「出席停止」(次ページ参照)の対象となっています。

- ①新型コロナウイルスに感染した場合
- ②新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった場合
- ③発熱や風邪様症状がある場合

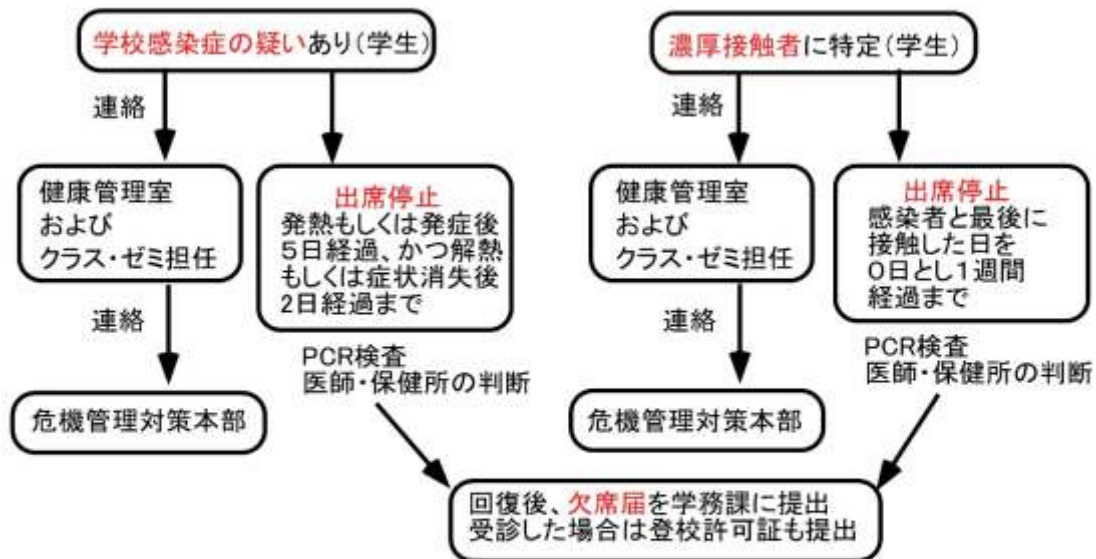
従来は出席停止期間に当てはまる授業はすべて出席停止としていましたが、現在は遠隔授業と対面授業の混在型の授業を行っていることから、出席停止期間であっても、「遠隔授業は体調次第で自宅でのみ受講(出席)可能(欠席した場合でも出席停止として取り扱い可能)」、かつ「対面授業はすべて出席停止」とすることとします。

出席停止期間中に欠席した授業のみ、欠席届の手続きをとるようにしてください。なお、欠席届の手続きには、①感染した場合 ⇒ **登校許可証明書**もしくは**診断書**、②濃厚接触者となった場合、または③発熱や風邪症状がある場合 ⇒ **欠席届**の提出が必要となります。 ※ 履修要項、キャンパスプランポータル 参照

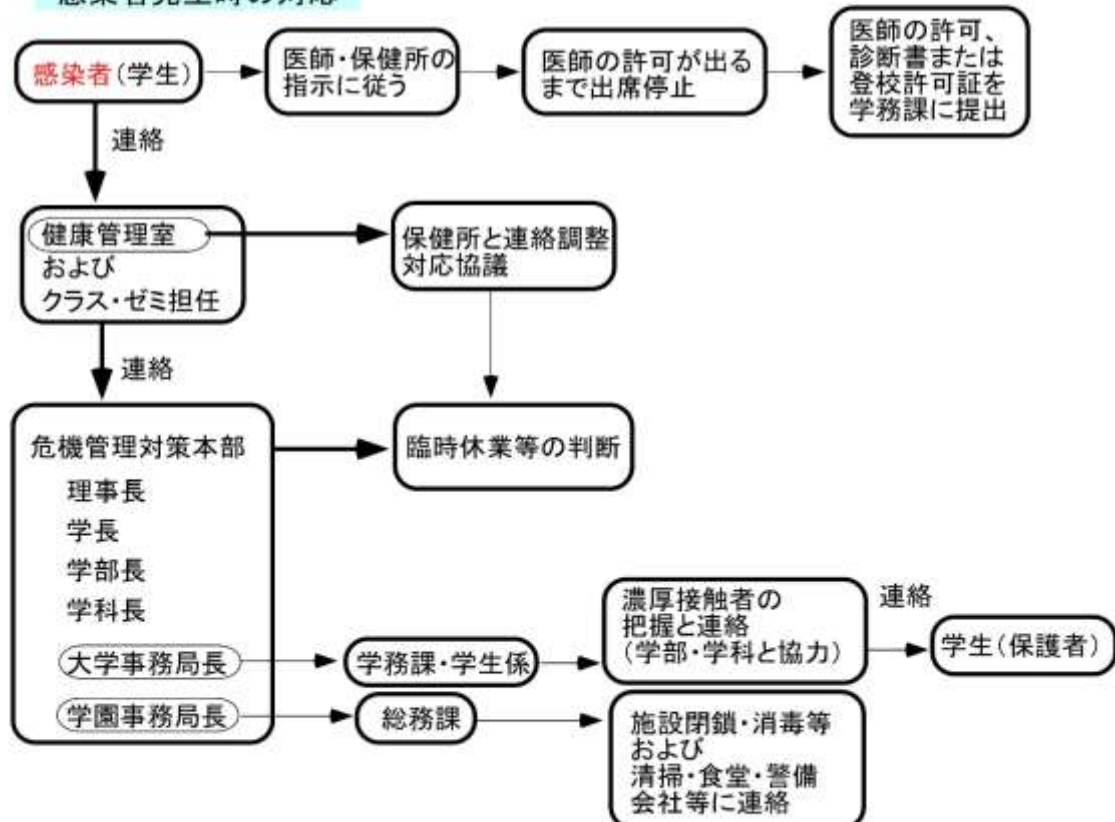
* 上記①の5)の場合で、入構禁止期間中に卒業や資格の認定に係る試験がある学生(大学4年次生、短大2年次生)については、別室での受験の相談に応じます。

② フローチャート

発熱・体調不良者発生時の対応(出席停止) (学校保健安全法第19条)



感染者発生時の対応



* 実習直後、実習中の場合は、実習担当者(もしくは実習支援室)に連絡し、至急、実習先に連絡する。

* 授業及び試験を欠席する場合は、連絡を受けた教職員が学務課へも連絡する。

* 保健所から濃厚接触者に特定されなくても、大学の判断で自宅待機とする場合がある。

③ 自らが診断を受けた場合

医師の診断に基づき、許可ができるまで出席、出勤は停止です。出席、出勤再開時は、医師の診断書、もしくは登校許可証明書と欠席届を学務課に提出してください。

<学生>

速やかにフォローチャートに則り、健康管理室、または担任、ゼミ担当教員へ報告を行うとともに COCOA にて感染の登録を行います。

<教職員>

速やかに所属長に連絡するとともに、COCOA にて感染の登録を行います。最低 10 日間の業務調整を行います。

④ 濃厚接触者と同定された場合

学生・教員・職員において感染者が発生した場合、保健所の指示、もしくは文部科学省のガイドラインに従い、濃厚接触者の把握を行います。

COVID-19 の濃厚接触者の定義は 2020 年 8 月現在、以下のとおりです。

- 感染者（確定例）の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者
（※感染可能期間とは、新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した 2 日前から隔離開始までの期間）
- ①感染者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等）があった者
 - ②適切な感染防護無しに感染者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた者
 - ③感染者（確定例）の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
 - ④その他：手で触れることのできる距離（目安として 1 メートル）で、必要な感染予防策無しで、感染者（確定例）と 15 分以上の接触があった者
 - ⑤（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

保健所（帰国者・接触者相談センター）に問い合わせ、指示に従い行動することを基本とします。濃厚接触者であることが確定した職員・学生は、感染者との最終接触日から起算し、原則 2 週間は公認出席・出勤停止となります。PCR 検査等、必要な検査は保健所の指示に従い受診してください。受診した場合は登校許可証明書と欠席届を学務課に提出しましょう。

<同居の家族に感染者が出た場合>

速やかに大学へ連絡し、直ちに出席、出勤は停止する。保健所の指示を仰ぎ、検査を含め必要な措置を検討し、復学、復職時期の検討を行います。

<同じクラスと同級生、接触機会が多い同僚に感染者が出た場合>

保健所の指示があるまでは通学、出勤は停止です。その間、対面での講義は遠隔講義とします。また、毎日健康確認表の記録および報告を行ってください。

<COCOA より通知があった場合>

①発熱等の症状がある場合や基礎疾患がある場合、②感染リスクの高い行動を取った覚えがある場合は、医療機関等に相談し受診の検討をしてください。また、結果を速やかに大学へ報告してください。症状がない場合 7 日間は、高齢者などの重症化リスクの高い人に接触しない、などの感染対策に気をつけて過ごしてください。

⑤ 感染者および感染を疑われる学生が発生した場合の学部長・学科長の対応

以下を「状況に応じて」確認してください。

- ・当該学生が参加していた授業及び座席配置
- ・当該学生が乗車していたバス
- ・当該学生と昼食を共にした学生
- ・その他、感染を疑われる学生からの申告に基づいて濃厚接触が疑われる学生
- ・学部・学科教員及び非常勤講師と情報を共有し、授業での一層の配慮を依頼します。なお、状況によっては授業を休講にしたり、濃厚接触が疑われる学生を出席停止にしたりする場合があります。

⑥ 感染者発生時 部署・担当別対応

部署・担当等	対応内容
■学生(感染者)	①医師、保健所の指示に従い、隔離・治療を受ける。 ②クラス・ゼミ担任、実習担当教員、健康管理室へ連絡する。健康観察表等、健康観察記録と主な行動を報告する。 ③医師の許可が出るまで出席停止。 ④治癒後、診断書もしくは登校許可証明書等を学務課へ提出する。
■クラス・ゼミ担任	①学生(感染者)から受けた報告内容を、学部長・学科長へ連絡する。 ②学務課と連携し、濃厚接触者の把握と連絡を行う。 ③学生(感染者)とは適宜連絡を取り合い、状況把握に努める。 ④学務課に学生の欠席連絡を行う。
■実習担当教員 (実習に関与する場合)	①実習先施設・病院の対応の確認をする。 ②実習継続の確認を実習先施設・各実習領域・学科と協議する。

<p>■健康管理室</p>	<p>①学生(感染者)から受けた報告内容を、危機管理対策本部(理事長・学長等)へ報告する。 ②保健所と学生(感染者)の居住地の所轄保健所と連絡調整を行い、今後の対応について確認する。 ③学内で確認した濃厚接触者について、状況に応じて保健所へ連絡し、対応を確認する。 ④学務課に学生の欠席連絡を行う。</p>
<p>■危機管理対策本部</p>	<p>①学生(感染者)の状況、濃厚接触者の可能性・範囲、保健所の指示等の情報を集約し、臨時休業・施設の閉鎖・消毒等、必要な措置の判断を行う。</p>
<p>■学園事務局長 ■大学事務局長</p>	<p>①学生(感染者)、濃厚接触者、臨時休業等に関して、学務課・学生係へ連絡する。 ②施設の消毒・使用制限等に関して、総務課へ連絡する。</p>
<p>■学務課</p>	<p>①学生(感染者)の感染可能期間中の授業の確認と、同授業の出席者の確認を行う。 ②時間割、授業方式の変更等が生じた場合、各教員への連絡と調整を行う。</p>
<p>■学務課学生係</p>	<p>①担任・学務課と連携し、濃厚接触者の把握を行う。 ②必要に応じて該当学生(保護者)への連絡を行う。 ③ウェブサイト掲載内容を確認し、必要に応じて情報をウェブサイトへ掲載する。 ※危機管理対策本部会議、学長、事務局長等の指示に従う。</p>
<p>■総務課</p>	<p>①必要に応じて学内の関係施設の立ち入り禁止措置と、消毒業者へ消毒を依頼する。 (※消毒不可の場所・機材に関しては予め各学科と確認しておく) ②学内各業者(清掃、食堂、警備等)へ連絡をする。</p>

4 実習における対応

① 感染予防

実習開始2週間前より、不要不急の外出は自粛し、感染リスクを最小限にしましょう。大学指定、あるいは実習施設指定の健康確認表の記録を行ってください。感染が疑われる症状が確認された場合は、担任、ゼミ担当教員へ速やかに連絡してください。

② 実習中の対応

実習期間中に同居家族の感染が明らかになった際、または同居家族が濃厚接触者と同定された場合、速やかに実習指導者に連絡し指示を仰いでください。また、実習支援室、または担当教員へ報告してください。

37.5°C以上の発熱や味覚・嗅覚の異常、倦怠感などの異常所見が認められた場合は、実習施設の指導者へ報告し指示を仰いでください。その結果は速やかに実習支援室、または担当教員へ報告してください。相談なく、自らの判断で行動することは厳に控えましょう。

③ 実習終了後

健康状態の管理は継続して行う。特に実習終了後2週間において、なんらかの症状が認められた場合は、担当教員へ報告してください。

5 感染者への誹謗中傷・差別について

感染予防に関する価値観は個人差があります。比較して責め合う姿勢は分断を深めるだけで、生産性はありません。考え方の多様性を認め合い、尊重しあうことが重要です。

また、他者と一切接触せず生活することも、他人の生活様式を制限することも不可能です。従って、十分な感染管理を施したとしても感染リスクをゼロにすることはできません。誰にでも感染する可能性があることを十分に認識し、感染者への誹謗中傷は厳に慎んでください。

不確かな情報に基づく偏見や差別は、取り返しのつかない二次的な被害を招く危険性があり、社会の健全性を損なわせることに繋がります。自らが行えることを適切かつ確実に行うことに集中することが望まれます。

6 相談・問い合わせ先

不明な点、判断に迷う事案が生じた場合は、速やかに以下の通り報告、連絡、相談を行い、個人の判断に頼らないように努めてください。

植草学園大学・短期大学

健康管理室	9:00～17:00(平日)	<u>043-239-2653</u>
学務課学生係	043-239-2601	
実習支援室	043-239-2644	

※時間外の問い合わせは担任、またはゼミ担当教員へ連絡する。

